

# 五條市空き家利活用推進支援事業補助金



## 令和 8 年度 《応募の手引き》

### 【問合わせ先】

〒637-8501 五條市岡口 1 丁目 3 番 1 号

五條市役所 都市整備部 都市計画課

TEL : 0747-22-4001

FAX : 0747-24-4626



## 1. 目的

---

五條市空き家利活用推進支援事業補助金を交付することにより、市内のNPO法人による、定住促進のための空き家の利活用事業に対する支援を行うことを目的とします。



## 2. 対象となる団体 対象とならない団体

---

補助金の交付の対象となる団体は、五條市内のNPO法人であり、次のいずれにも該当する団体とします。

- (1) 五條市内に事業の本拠を置いていること
- (2) 補助対象団体の設立を書類により示すことができること。
- (3) 事業計画、事業報告、予算、決算を書類により示すことができること。

次のいずれかに該当する団体は、補助対象団体としません。

- (1) 特定の公職の候補者、公職にある者又は政党を推薦し、又はこれに反対することを目的とする団体
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い及び信者を教化育成することを目的とする団体
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とする団体



## 3. 補助対象の事業

---

補助金の交付の対象となる事業は、次のいずれかに該当するものとします。

- (1) UIJターン者のために市内の空き家の斡旋を図る事業
- (2) 市内の空き家の利活用の推進に資する事業

次のいずれかに該当する事業は、補助対象事業になりません。

- (1) 当該年度中に完了が見込めない事業
- (2) この補助金の他に助成を受けて実施する事業
- (3) 国、県、他の地方公共団体から補助や委託を受けて実施する事業



## 4. 補助金の額

補助金の額は、対象事業経費の総額から事業にかかる収入を差し引いた額とします。ただし、1,000円未満の端数は切り捨て、1団体あたり50万円を上限とします。(予算の範囲内で交付)

また、補助金の交付は、同一の補助対象団体に対して交付の決定を受けた日の属する年度に1回限りとし、予算の範囲内で交付します。

※ 国、奈良県等他の補助金等の制度を併用する場合は、補助金の交付額を調整することがあります。また、市の他の補助金等又は市が助成している団体からの補助金等の制度との併用はできません。



## 5. 補助対象の経費

項目	経費の内容
報償費	講師等への謝礼等申請者の構成員以外の者に支払う経費
旅費	調査又は研修等にかかる旅費、講師等招聘旅費
需用費 (食糧費を除く。)	消耗品費(各種材料費、教材、資料代を含む)、燃料費、光熱水費、印刷製本費(写真現像、プリント代を含む)、修繕費
役務費	通信費、広告料、手数料、保険料
委託料	構成員による実施が困難で外部委託することがやむを得ないもの
使用料・賃借料	会場借上料、車両借上料、コピー機使用料
負担金	研修参加費、その他これに類するもの
原材料費	事業の実施に要する原材料費の購入にかかる経費



## 6. 申請の方法

---

補助金の交付を受けようとする団体は、次の書類に必要事項を記入の上、申請受付期間内に提出してください。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) NPO法人等概要（様式第4号）
- (5) 構成員の名簿及び補助対象団体の設立を証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

※（1）～（4）の様式は、市のホームページからダウンロードできます。

五條市ホームページアドレス

[https://www.city.gojo.lg.jp/soshiki/toshikeikaku/machidukuri/1\\_1/7639.html](https://www.city.gojo.lg.jp/soshiki/toshikeikaku/machidukuri/1_1/7639.html)

《提出先》 〒637-8501 奈良県五條市岡口1丁目3番1号  
五條市役所 都市整備部 都市計画課

※受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで  
（土、日、祝日の受付は不可）

※郵送による受付は行いません



## 7. 申請受付期間

---

令和8年4月7日（火）～令和8年4月17日（金）



## 8. 補助金の交付決定及び通知

---

市長は、申請に係る書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定します。交付決定後、申請団体に交付決定通知書（様式第5号）で通知します。また、交付決定の通知をする場合、市長は事業実施について条件を付すことができます。



## 9. 事業内容の変更

---

交付の決定を受けた後、事業内容を変更する場合には、すぐに交付変更承認申請書（様式第7号）を提出し、事前に市長の承認を受ける必要があります。市長は、変更の承認時には、補助金交付変更承認書（様式第8号）により通知します。



## 10. 事業完了後の手続き

---

交付の決定を受けた申請団体は、補助事業の完了から1ヶ月以内又は補助事業の完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

- (1) 実績報告書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 対象経費分についての領収書の写し、事業の実施状況がわかる写真等
- (4) 支払請求書（様式第11号）

※実績報告書類が適正と認められ、補助金の額の確定後、補助金を交付します。



## 11. その他

---

補助金を補助対象経費以外に使用および、上記の適正管理に問題があった場合等は、補助金の全部もしくは一部の取消や返還をしていただく場合があります。

## 五條市空き家利活用推進支援事業補助金の申請 から交付の流れ

交付申請書の提出（申請団体→市）



交付の決定



交付決定通知（市→申請団体）



実績報告書等の提出（申請団体→市）



補助金の額確定、補助金の交付（市→申請団体）